

公立大学法人滋賀県立大学利益相反マネジメント規程

平成 2 1 年 1 0 月 6 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 137 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における利益相反行為の防止その他の利益相反のマネジメントについては、公立大学法人滋賀県立大学職員倫理規程その他の本学の関係規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「教職員等」とは、本学の役員および本学が定める就業規則の適用を受ける者をいう。

2 この規程において「利益相反」とは、次の各号に掲げることをいう。

(1) 教職員等が産学官連携活動等を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、有価証券その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己または企業等の利益を優先することによって、当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

(2) 教職員等が兼業活動等を行うことに伴い、企業等に対して職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって、当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

3 この規程において「利益相反行為」とは、利益相反に該当する状況を当該教職員等自らが生じさせる行為をいう。

4 この規程において「企業等」とは、企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体をいう。

(総括者)

第 3 条 本学における利益相反行為の防止その他の利益相反のマネジメントに関しては、理事長が総括し、副理事長または理事がこれを補佐する。

(教職員等の責務)

第 4 条 教職員等は、高い倫理性を保持し、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第 5 条 本学に、次に掲げる事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 利益相反に係るマネジメントの具体的方策に関する事項
- (2) 第9条の規定による自己申告書の提出および審査に関する事項
- (3) 前号の審査に基づく是正措置等に関する事項
- (4) 利益相反に関する情報の公表に関する事項
- (5) その他利益相反行為の防止等に関し必要な事項

(委員会の組織)

第6条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産学連携を所掌する理事
 - (2) 各学部ごとに選出される教授または准教授1 人
 - (3) 産学連携センター教授1 人
 - (4) 事務局次長
 - (5) 本学に所属しない利益相反等に識見を有する者で理事長が必要と認めるもの 若干名
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 第1項第2号および第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、産学連携を所掌する理事をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(利益相反アドバイザー)

第8条 利益相反行為の防止等に関し教職員等からの相談等に応じるため、理事長が必要と認めるときは、利益相反アドバイザーを置くことができる。

- 2 利益相反アドバイザーは、学内外の利益相反に関する専門的知識を有する者に委嘱するものとする。
- 3 利益相反アドバイザーは、教職員等からの相談等に応じるほか、本学における利益相反行為の防止等に係る具体的方策等を検討し、委員会に提案するものとする。

(自己申告書の提出)

第9条 教職員等は、利益相反行為を防止するため、自己申告書を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の自己申告書の提出の時期、方法および対象となる教職員等ならびに書式等は、委員会が定める。

(委員会における審査等)

第10条 委員会は、前条の規定により提出を受けた自己申告書の申告内容が、委員会の定める審査対象に該当する場合、利益相反行為の可能性の有無および程度ならびに必要な是正措置等について審査を行う。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、自己申告書を提出した教職員等に対して、前項の審査にあたって必要な説明等を求めるほか、利益相反行為の防止等について、指導または助言等を行うことができる。
- 3 委員会は、第1項の審査を行ったときは、審査結果を理事長および当該教職員等の所属部局の長に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第11条 理事長は、前条第3項の規定により報告を受けた審査結果が、利益相反行為の可能性があると判定されたものであるときは、当該審査結果（是正措置等を含む。）を当該教職員等に通知する。

(異議申立て)

第12条 教職員等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該審査結果に不服があるときは、委員会に対して書面により異議申立てを行うことができる。

2 委員会は、前項の申立てがあったときは、その内容について審査を行い、審査結果を当該教職員等に通知するものとする。

(情報の公表)

第13条 理事長は、委員会が別に定める基準に基づき、利益相反に関する情報を公表するものとする。

2 前項の公表にあたっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(秘密の保持)

第14条 委員会の委員、利益相反アドバイザーその他の利益相反のマネジメントに関わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

2 委員会は、提出された自己申告書を適切に管理および保管するものとする。

(事務)

第15条 利益相反のマネジメントに関する事務は、事務局地域連携・研究支援課において処理する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、利益相反のマネジメントに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成21年10月6日から施行する。

2 第6条第3項の規定にかかわらず、委員会設置後の最初の委員の任期は、平成23年3月31日とする。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第6条関係）

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第6条関係）

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第15条関係）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第15条関係）

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（第2条、第9条、第10条関係）

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第15条関係）